

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話番号099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2017年(平成29年)

January 1月号

新年のごあいさつ



重富漁港から桜島を望む（姶良市）

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
新年のあいさつ 労働基準協会長	2
新年のあいさつ 鹿児島労働局長	3
平成28年度年末年始ゼロ災鹿児島推進運動の実施について	4
鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改正されました	5
労務管理あれこれ	
～駅前の清掃を始業前に実施、労働時間になるのか～	6
産業保健～ストレス対処行動（コーピング）には自分自身の工夫が大切～	7
がん患者など長期療養者の就職支援について	8
平成28年業種別死傷災害発生状況（11月末）	8
最低賃金ワン・ストップ無料相談のご案内	9～10

保育所・認定こども園を対象とした労務管理ワークショップを開催しました	11
改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法が施行されました	12
事業場内最低賃金引き上げに向けた環境整備支援セミナー開催のご案内	12
平成28年度安全衛生教育促進運動のご案内	13～14
クローバーたより	
～「外で大股で速く歩く」が健康づくりに効果的！～	15
健康診断のご案内～ヘルスサポートセンター鹿児島～	16
平成29年度 技能講習・安全衛生教育等実施計画表	17
平成29年2月の講習開催のご案内	18

さくらじま

原稿の締め切りを前によく寒気（かんき）が身体に感じられるようになつた。今朝中央駅の街頭インタビューに捕まり、時節に関連して①服装の変化、②温かい食事のメニュー、③起床の工夫など寒さのためか質問も淡々と進められ、こちらも率直に答えたが表情も回答も硬いものとなつた。レンズ越しのカメラマンやADらしき若手の表情も冴えず、後で思えばお互いノリも悪く編集でカットされたかもしれない。

年末も近づき、監督、安全衛生それぞれ年末・年始対策が講じられる。労働政策においては、学卒・若者就職支援、非正規雇用、働き方改革、女性活躍、改正育介法施行・マタハラ防止対策全国キャラバン等のキャンペーンも並行して行われている。

11月は過重労働解消キャンペーンであったが、全国（中央）では大手企業の若手社員の過重労働に伴う事件が大々的に報じられた。今回

だけでも、命の大切さとともに、人権、健康、幸福、労働等基本理念について深く考えさせられる事件であるが、同社は過去にも労働政策の転換に関連する事件が起きている。両事件を比べると社会の進化と停滞を同時に思われる。長時間労働とパワハラ（職場環境）、いずれかがなければ、あるいは、強度が多少でも弱ければ避けられたものかと悔やまれる思いも引きする。

「はたらく」とは、「傍（の者）を楽にする」との解説を耳にする。働く者自身は、「苦労を引き受ける」、「苦労を厭わない」ということが暗黙の前提になっている。だが、「傍を楽にする」ことは一方的な行為であろうか。その者の周りにも働く者はいる。周囲も「はたらく」意識を持つことができれば「苦しむ」者は減少し、ゼロになる。

他を苦しめる「鬼」をいましめるだけではなく、他の苦しみを見逃さないようにとつとめたい。



新年のごあいさつ

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
会長 諏訪 健 箕

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、すがすがしい新年をお迎えのことと存じます。

昨年の日本経済は、財政政策の推進により景気回復の期待感が高まる中、明るさを取り戻しつつありましたが、地方経済への波及までとはいわず本県においては、雇用確保の不足など懸念された一年がありました。

また、日本各地で多発する地震に不安を抱えた一年でもありました。

このような情勢の中、当協会の事業運営につきまして、関係機関をはじめ会員皆様の温かいご協力ご支援をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

公益社団法人として法令遵守に努め適正な事業運営を行ってまいりますので、今後とも関係機関のご指導と会員の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう改めてお願ひ申し上げます。

さて、昨年の事業として、第一に「労働条件の確保や労働福祉の増進対策」及び「労働者の安全と健康の確保対策」に係る広報・啓発活動として、機関誌「鹿児島労基」による周知をはじめ、労務管理講習会の開催や全国安全週間・労働衛生週間説明会並びに鹿児島労働安全衛生大会、ゼロ災害運動危険予知トレーナー研修会など各種説明会や研修会等を開催いたしました。

第二に、技能講習等の講習事業では、年間の講習実施計画に基づき、鹿児島教習所において各種運転技能講習及び作業主任者技能講習、安全衛生教育等を実施するなど、資格者の養成に努めてまいりました。

現在、受講者のより良い環境整備を図るために教室棟の増築を進めているところでございます。

第三に、健康診断・作業環境測定事業につきましては、健診計画に基づきヘルスサポートセンター鹿児島において室内健診をはじめ、各地の事業場を巡回するなど、きめ細かい健診を実施するとともに、がん検診など受診者のニーズを取り入れた健診を実施致しました。

また、ストレスチェックサービスの受診者は増加傾向にあることから、実施体制の整備、面接指導等の充実に取り組みました。

今後も、疾病の早期発見はもちろん生活習慣病の予防や健康の保持・増進等を推進していくこととしています。

また、有害作業場の作業環境測定につきましても、作業環境測定法に基づく有機溶剤、特定化学物質、石綿、電離放射線等の各種作業環境測定を行うとともに精度管理の向上に努めてまいりました。

この他、県内各支部においては、本事業の一層のきめ細かい推進をはじめ労働保険の事務組合などの会員事業場サービス等も実施してまいりました。

新年を迎えるにあたり、講習事業や健康診断事業等を積極的に実施してまいります。

2月17日には、「労働災害防止研修会」を鹿児島市で開催する予定であり、今後も県内の労働災害防止対策の充実並びに労働衛生管理の向上に大いに寄与していく所存でございます。

今年も、会員各位をはじめ、行政ご当局、関係機関の皆様の格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様のご健勝と事業の益々のご発展をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新春のご祝詞を申し上げます

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

平成29年元旦



会 副	長	鹿 児 島 支 部	長	諏 訪 篠 豊 章
會 副	長	川 内 支 部	長	下 堂 蘭 口 駿 一
會 會	長	鹿 屋 支 部	長	橋 森 木 山 継 二
會 會	長	加 治 木 支 部	長	志 布 志 支 部 清 田 幸 男
會 會	長	加 世 田 支 部	長	大 島 支 部 吉 邦 浩
會 會	長	志 布 志 支 部	長	種 子 島 支 部 羽 吉 浩
				生 本 勝 耕
専務理事				





新年のごあいさつ

鹿児島労働局

局長 江原由明

明けましておめでとうございます。

新年を迎え、皆様のご健康とご繁栄を心よりお祝い申し上げます。

また、公益社団法人鹿児島県労働基準協会におかれでは、鹿児島労働安全衛生大会の開催、労働安全衛生法に基づく各種技能講習の実施、労働災害防止のための教育・研修の開催、ヘルスサポートセンター鹿児島での健康診断の実施等、年間を通した幅広い活動に敬意を表します。

さて、鹿児島県の景気については、最終需要面をみると一部に弱い動きがみられるものの、緩やかに回復しつつあります。また、鹿児島県の雇用失業情勢についても有効求人倍率が前年を上回り、有効求人倍率が25年1か月ぶりに1倍台となるなど、緩やかな改善傾向が続いているところです。

このような状況の中、鹿児島労働局においては、総合労働行政機関としての役割を果たすべく、各種施策を展開しているところです。

第一に、ニッポン一億総活躍プランに基づき、「働き方改革」及び「女性活躍」の推進に尽力しております。「働き方改革」では、長時間労働の是正や年休の所得促進を進めるとともに女性の活躍を進めるため、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指して1月より改正施行されている、「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」の周知に取り組んでまいります。

第二に、雇用の安定を図るために、各種の雇用対策に取り組んでまいります。

まず、公的職業訓練の活用や、県内でも4割を超える非正規労働者を正規労働者へ転換する業務の推進に取り組んでいます。

そのため非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を図る「鹿児島県正社員転換・待遇改善実現プラン」を5か年計画として策定し、正社員就職の実現と不本意非正規雇用労働者の正社員転換及び労働者の希望や意欲・能力に応じた雇用形態、待遇の改善が図られるよう、積極的かつ継続的な取り組みを推進いたします。

また、学生・生徒の更なる就職内定率の向上や、就職後の職場への定着促進のため、大学や事業所と連携した一層の支援の取組が重要なところです。

さらに、主体的に雇用創造に取り組む地域等の雇用機会創出の推進、生涯現役社会の実現に向けて65歳を超えても希望者全員が働く制度導入の促進、また、障害者雇用については能力と適性に応じた雇用の場に就職し、地域で自立した生活を送ることができるような雇用対策に積極的に取り組んでまいります。

第三に労働条件確保対策や労働安全衛生対策に取り組んでまいります。

長時間労働の削減や過重労働による健康障害を防止するため、引き続き長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導を徹底していくきます。また、すべての労働者が適正な労働条件の下で安心して働くことができるよう、今後とも管内の情報把握に努め、法定労働条件の履行確保上の問題が懸念される事業場に対しては的確な監督指導等を実施していくとともに、重大又は悪質な事案に対しては司法処分を行うなど厳正に対処していきます。その他、労働時間管理の適正化による賃金不払残業の解消や最低賃金額の周知・徹底などに取り組んでまいります。

また、安全衛生については、最終年度となる第12次労働災害防止計画に基づく労働災害防止対策や健康確保・職業性疾病対策を推進してまいります。

第四に、労働保険料の適正徴収等への取り組みをしてまいります。

労働保険料の適正徴収と労働保険の適用促進については、労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平及び労働者の福祉の向上等の観点から、適正徴収に取り組むとともに、未手続事業一掃対策にも引き続き取り組んでまいります。また、電子申請の利用率向上が求められている中、年度更新手続における電子申請の利用拡大についても、一層の周知を図ってまいります。

新年においても、鹿児島労働局としては、総合労働行政機関として、「働き方改革」を始めとした各種の施策に積極的に取り組む所存でございます。

こうした施策の実効ある推進のためには、関係団体との連携が不可欠であり、とりわけ労働環境の整備推進に大きな役割を果たされている貴協会とはより一層の協力関係を維持、発展させていかなければならぬと考えておりますので、本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

平成29年元旦

謹んで新年の お慶びを申し上げます

平成29年元旦



鹿児島労働局

局長	江原由明
総務部 部長	中山真司
総務課長	折元浩二
雇用環境・均等室 室長	有村英行
労働基準部 部長	恒吉洋志
監督課長	吉野英信
賃金室長	齊藤将
健康安全課長	西田和宝
労災補償課長	山崎秀一
職業安定部 部長	林田淳一
職業安定課長	布川秀樹
需給調整事業室長	布原聰士
職業対策課長	小屋敷悟
地方訓練受講者支援室長	日高謙次
	大堀明人

鹿児島労働基準監督署 署長	稻富正則
川内労働基準監督署 署長	上ノ原勉
鹿屋労働基準監督署 署長	夏迫昭人
加治木労働基準監督署 署長	榎園和彦
名瀬労働基準監督署 署長	西野健二

平成28年度年末年始ゼロ災鹿児島推進運動の実施について（要請）

(公社) 鹿児島県労働基準協会

平成28年11月22日付け鹿児島労働局長より当協会長あて平成28年度年末年始ゼロ災鹿児島推進運動の実施に係る要請が別紙のとおりありました。

各職場におかれましては、労働災害防止に向けた一層の取組を積極的に推進して下さいますようお願い致します。（別紙）

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会会長 殿

鹿児島労働局長

「平成28年度年末年始ゼロ災鹿児島推進運動」の実施について（要請）

平素は、労働災害の防止に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、鹿児島労働局においては、本年8月15日から11月30までの間を「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」（以下「特別期間」という。）に設定し、労働災害防止対策の強化に取組んでまいりました。その結果、平成28年の労働災害による休業4日以上の死傷者数（10月末速報）は、対前年比増加率で6月時点の19.2%から5.8ポイント低下したものの、1,448人で前年同期と比較すると171人、13.4%増加となるなど、依然として高水準で推移しています。

また、これから迎える年末年始時期は、職場において何かと繁忙な時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、工場等が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非定常作業等が多くなる時期となるなど、各職場では、労働災害防止のための特別な配慮が必要となる場面が増えることが予想されます。

このような状況を踏まえ、鹿児島労働局においては、今般、年末年始を迎えるに当たり、平成28年12月15日から平成29年1月15日までの間、年末年始ゼロ災鹿児島推進運動を展開することとしました。

つきましては、この一年を無災害で締めくくり、来るべき新年を明るいものとするため、別紙の「平成28年度年末年始ゼロ災鹿児島推進運動実施要綱」に基づき、事業場において自主的かつ積極的な安全衛生管理活動を開いていただくこととしましたので、本運動の趣旨を御理解いただき、会員各位に対し本運動の周知等を図っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

平成28年度 年末年始ゼロ災鹿児島推進運動実施要綱

鹿児島労働局

1 趣 旨

鹿児島労働局においては、県下の労働災害発生状況を踏まえ、本年8月15日から11月30までの間を「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」（以下「特別期間」という。）に設定し、労働災害防止対策の強化に取組んできたところである。平成28年の労働災害による休業4日以上の死傷者数は、10月末現在1,448人で前年同期と比較すると171人、13.4%増加となるなど、特別期間の取組み前の平成28年上半年期（1～6月）に比べ、増加率は6月時点の19.2%から5.8ポイント低下したものの、依然として高水準で推移している。

このような中、職場の安全や労働者の健康を確保していくためには、経営トップが自ら先頭に立ち、安全衛生管理体制や安全衛生活動について改めて総点検を行い、リスクアセスメントや安全衛生教育、危険予知活動などの日常的な安全衛生活動を強化していくことが一層求められている。

とりわけ年末年始は、職場において何かと繁忙な時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、工場等が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非定常作業等が多くなる時期であることから、各職場では、労働災害防止のための特別な配慮が必要となる。

そこで、鹿児島労働局では、労働者が年末年始を無災害で過ごせるように、『無事故で締めよう 行く年を無事故を誓おう 来る年に』の標語で中央労働災害防止協会が主唱する「平成28年度年末年始無災害運動」と呼応し、本年度の年末年始ゼロ災鹿児島推進運動を展開することとする。

2 実施期間

平成28年12月15日から平成29年1月15日まで

3 主唱者

鹿児島労働局、各労働基準監督署

4 実施者

各事業場

5 主唱者の実施事項

- (1) 鹿児島労働局、労働基準監督署による事業場に対する周知
- (2) 労働基準監督署による監督指導等の実施
- (3) 労働災害防止団体等を通じた事業場への呼びかけの実施

6 事業場の実施事項

○最重点事項

非定常作業における労働災害防止対策の徹底
(作業計画書の作成、安全衛生教育の実施)

○重点事項

- (1) 墜落・転落災害及び転倒災害の防止対策の徹底
- (2) はざまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (3) 腰痛予防対策の徹底
- (4) 交通労働災害防止対策の徹底
- (5) K Y (危険予知) 活動、4 S (整理・整頓・清掃・清潔) 活動の徹底
- (6) 機械設備に係る定期自主検査及び作業開始前点検の確実な実施
- (7) 安全衛生パトロールの実施
- (8) 火気の使用時における管理の徹底
- (9) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
- (10) 安全衛生意識の高揚に関する活動の実施

鹿児島県の特定(産業別)最低賃金が改正されました。

鹿児島労働局賃金室

3つの特定（産業別）最低賃金のうち、百貨店、総合スーパー最低賃金を除く2つにつきましては、平成28年8月23日に鹿児島労働局長から鹿児島地方最低賃金審議会に対して改正が諮問され、同審議会において、平成28年9月28日から11月10日にかけて計7回の審議が行われた結果、表のとおり、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については13円引上げの時間額745円、自動車（新車）小売業最低賃金については18円引上げの時間額780円の答申があり、法定の手続きを経て、答申どおり改正することになったものです。

★特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	745円	平成29年 1月8日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 <ul style="list-style-type: none"> イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋸ぱり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車（新車） 小売業	780円	平成28年 12月21日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、 総合スーパー	715円		平成28年10月1日から鹿児島県最低賃金額715円以上の支払が必要となります。

★地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	715円	平成28年 10月1日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、上表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

★最低賃金に関するお問合せは

鹿児島労働局賃金室 （電話）099-223-8278
 鹿児島労働基準監督署 （電話）099-214-9175
 鹿屋労働基準監督署 （電話）0994-43-3385

川内労働基準監督署 （電話）0996-22-3225
 加治木労働基準監督署 （電話）0995-63-2035
 名瀬労働基準監督署 （電話）0997-52-0574

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

駅前の清掃を始業前に実施、労働時間になるのか

(Q) 当社では、地域社会への奉仕を目的に、7月から最寄り駅周辺の清掃を毎週月曜日の朝に行うことになりました。清掃時間は、始業前の午前8時30分から9時までの30分間としています。また、清掃は、8人ずつぐらいいのグループを作り、交替で行うこととします。

そこで、お尋ねしたいのですが、このようなボランティア活動の時間についても、労働時間としてカウントしなければならないのでしょうか。

使用者の指揮命令あれば労働時間

(A) 労働時間は、一般に、労働契約を結んだ労働者が自己の労働力を使用者に提供し、その対価として賃金を得る時間、つまり、労働力を提供する時間といえます。そのため、労働者が労働に従事する場合、通常は使用者の指揮命令の下で労働するものですから、労働するためには、使用者の指揮命令の下におかれている時間は、現実に労働することがなくても労働時間であると考えられます。

なお、使用者の指揮監督下にあるか否かは、明示的なものである必要はなく、現実に作業に従事している時間

のほかに、作業前に行う準備や作業後の後始末、掃除などが使用者の明示または默示の指揮命令で行われている場合も労働時間とされます。

ところで、ご質問では、地域社会への奉仕活動として行う予定にしている清掃活動の時間が労働時間になるのかどうかということです。

このように本来の業務とは関係なく、職務遂行上必要な作業でもない作業に要した時間は、一般的には、労働時間ではないと考えられがちですが、このような場合であっても、使用者の指揮命令に基づいて行われているものであれば、労働時間となります。

そこで、ご質問のケースについて詳しくみてみると、奉仕活動として行う清掃は、使用者の方でいくつかのグループに分けて、そのグループごとに交替で行う予定にしているということです。

このことからしますと、御社の場合、その奉仕活動への参加が強制されているものと考えられます。

なお、ご質問のケースでは、労働時間としてカウントしなければなりませんが、このような地域社会への奉仕活動が、労働者個人のボランティア活動として、自発的に行われているもので、なおかつ、参加も自由とされているような場合には、使用者の指揮命令に基づく労働とは考えられませんから、その活動に要する時間は労働時間とはみなされません。

鹿児島労働局雇用環境・均等室の移転のお知らせ

鹿児島労働局雇用環境・均等室

雇用環境・均等室西千石庁舎において、永年にわたり男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等及び両立等関係助成金の業務を行ってまいりましたが、平成29年1月23日（月）から下記のとおり、山下町庁舎に移転し、業務を開始することになりました。

なお、電話番号（099-222-8446）に変更はありません。

(移転前) 鹿児島市西千石町1-1 西千石庁舎



(移転後) 鹿児島市山下町13-21 山下町庁舎（鹿児島合同庁舎2階）

（企画担当）労働局の運営企画、総合調整、助成金業務

TEL 099-222-8446 FAX 099-222-8459

（指導担当）男女雇用機会均等法、育児・介護休業等業務、総合的な労働相談

TEL 099-223-8239 FAX 099-223-8235

ストレス対処行動（コーピング）には 自分自身の工夫が大切

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 赤崎安昭
(担当分野：メンタルヘルス)

鹿児島大学医学部保健学科・大学院保健学研究科 教授

○日常生活においては、さまざまストレスがあります。私は、精神科医であり、産業医でもあり、大学の教員でもあり、父親でもあり、夫でもあります。ほかにもありますが、一人で何役もの役割を担っています。職種が違ってもみなさんも同じようにいくつもの役割を担っているわけですから自ずとさまざまなストレスを抱えていると思います。

○そのようなストレスを解消するために、人はそれぞれ何らかの対処方法を持っています。これらのストレスへの対処方法をコーピングと言います。コーピングは、ストレス要因（ストレッサー）やストレッサーによって生じたさまざまな問題（不安、うつ、緊張など）を処理する際に用いるストレス対処行動と定義されます。本稿では、私自身が心がけている「自分流」のコーピングについて紹介するとともに工夫する際の注意点を述べます。

○紙幅の都合上、職場でのコーピングに焦点を絞ります。職場でのストレッサーの除去・軽減は、場合によっては管理者らが配慮・対応しなければならないこともあります、管理者らに頼ってばかりいてはストレスが溜まってしまいメンタルヘルス問題が発生します。ですから、ストレスに対処するスキルの習得と、そのスキルアップが必要です。

○私は「心のダム理論」なるものを提唱し、「心のダムがあふれないようにするためにはどのようにすればいいのか？」、言い換えますと「メンタルヘルス問題が発生しないようにするためにどうすればいいのか？」ということを産業保健の研修会などで話してきました。「心のダム理論」を簡単に説明しますと、「心のダム」に流れ込んだ「水（ストレス）」を溜め込み、「ダム」が決壊しないようにするために自分の「心のダム」に流れ込む「水」を上手にコントロールするという理論です。例えば、自分の「心のダム」に流入した「水」は自分なりに処理をして、あふれそうになった時には「排出」するか、自分の「心のダム」に流れ込む「水」を迂回させて別な人（職場の同僚等）の「心のダム」に流れ込むようにするのです。

具体的には、「やるべき仕事はさっさと済ませて、自分の裁量で動ける時間を増やす！」「自分が担当しなくてもよい仕事は、欲張らず一人で背負い込まずに上司も部下も関係なく他人に任せること！」ということです。この方法を実践するためのポイントとしては、職場の人達の協力も必要ですが、自分自身が心がけるべきことは、「仕事の優先順位を上手に付けるスキル」を身につけておくことと、「他者からの評価」に一喜一憂しないことです。私自身はこの理論に基づいて日々行動し、ストレッサーであるさまざまな仕事をこなし、直接的・根本的にストレスを解消（排出）するよう動いています。このやり方は積極的に対処・解決していくわけですから、それなりに心身のエネルギーが必要ですが、「自分が担当しなくてもよい仕事は他人に任せること」、「自分を良く見せたいという欲を捨てた行動」も盛り込んでいますので、「欲を捨て優先順位を付けるスキル」さえ身につけておけば心身のエネルギーはそれほど必要ではないのです。これはあくまでも我流のコーピングですが、みなさまもコーピングには自分流の工夫が必要です。その際、「自己中心流」にならずに周囲の人たちの意見を聞くとともに周囲の人達と協力して職務を遂行するという柔軟な姿勢が必要不可欠です。「自分のことは自分がよくわかっている」「これが俺の流儀だ」、「これは俺の性格だ」というような姿勢は「自己中心流」でありいずれ破綻します。周囲の意見に耳を傾けましょう。柔軟になりましょう。

○世界保健機関は、健康とは身体的・精神的・靈的・社会的に完全に良好な動的状態であり、単に病気あるいは虚弱でないと定義しています。心身ともに健康であることが眞の健康なのです。眞の健康を得るために「心のダム」が決壊しないコーピングを身につけるとともに、そのスキルアップが必要です。みなさんは既に自分なりのコーピングを習得されていると思いますが、それが「自己中心流」にならないように工夫してください。そうすることによって自分自身は自動的に「バージョンアップ」されることでしょう。

平成28年度 鹿児島県 労働災害防止研修会の開催について

（公社）鹿児島県労働基準協会

平成28年度の労働災害防止研修会を下記により開催致します。

平成28年の本県における労働災害は、昨年同様多くの方が被災されており更なる災害防止の取り組みが必要です。

事業者におかれましては、平成29年度労働災害防止計画の参考となれば幸いです。

この機会に是非ご参加下さいようご案内致します。

なお詳細な案内・申込み等は、2月号に掲載の予定です。

日 時：平成29年2月17日（金）13:30～

場 所：鹿児島県歴史資料センター 黎明館講堂（鹿児島市城山町）

参 加 費：無料

対象者：事業所の事業者、労働安全衛生担当者、職長等 業種は問いません。

がん患者など長期療養者の就職支援について

鹿児島労働局職業安定課

近年、医療技術の進歩や医療提供体制の整備等により、がん患者の5年後の生存率がおよそ60%まで向上している状況などの中、がん、肝炎、糖尿病等の疾病により、長期にわたる治療等を受けながら、生きがいや生活の安定のために就職を希望する方（以下「長期療養者」という。）に対する就職支援を推進することが社会的課題となってきています。

「ハローワークかごしま」に長期療養者のための専門の相談窓口の設置と専門に支援を行う就職支援ナビゲーターを配置し、がん診療連携拠点病院での出張相談など、医療機関と連携して、離職を余儀なくされた長期療養者等に対する専門的な就職支援を実施しております。

出張相談等

がん診療連携拠点病院
[鹿児島大学病院／相良病院]

ハローワークかごしま
(就職支援ナビゲーター)

就職希望者の誘導等

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

[平成28年10月末現在]

県内有効求人倍率	1.09倍	（前月比0.06P増）
全国平均有効求人倍率	1.40倍	（前月比0.02P増）
県内正社員有効求人倍率	0.69倍	（前年同月比0.15P増）
全国正社員有効求人倍率	0.92倍	（前年同月比0.13P増）

※本県の雇用情勢は、有効求人倍率が6か月連続で1倍台となり、過去最高となりました。有効求人数が、26か月連続で前年同月を上回るなど、依然として改善傾向にありますが、産業によって、求人の増減にはばらつきがみられ、今後の求人・求職の動きに注意が必要と思われます。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

ハローワークでは雇用に関する各種助成金を取り扱っています。※平成28年度補正予算成立に伴い、一部の助成金について制度の見直しや新設等が行われました。

【生活保護受給者等雇用開発助成金】・・・新設

地方公共団体が、ハローワーク・労働局と締結した協定に基づき支援要請を行った生活保護受給者等を、ハローワーク等の紹介により継続雇用する労働者として新たに雇入れた場合、6か月経過後に30万円（大企業25万円）＜短時間労働者の場合、20万円（大企業15万円）＞、1年経過後に同額の支給と、2回に分けて助成されます。※ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）まで。

平成28年 業種別死傷災害発生状況（11月末）

鹿児島労働局

	平成 28 年		平成 27 年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1598	14	1433	17	165	-3
1 製造業	303	1	255	2	48	-1
1 食料品製造業	185	1	155	1	30	
4 木材・木製品製造業	16		8		8	
9 煉瓦土石製品製造業	12		19		-7	
11～12 金属製品製造業	16		11	1	5	-1
13～15 機械機具製造業	22		16		6	
上記以外の製造業	52		46		6	
2 純業	5		3		2	
3 建設業	253	3	248	5	5	-2
1 土木工事業	106	2	95	3	11	-1
2 建築工事業	117	1	131	1	-14	
3 その他の建設業	30		22	1	8	-1
4 運輸交通業	164	1	166	3	-2	-2
1 鉄道・航空機業	7		6		1	
2 道路旅客運送業	21		12		9	
3 道路貨物運送業	135	1	147	3	-12	-2
4 その他の運輸交通業	1		1			
5 貨物取扱業	20		17	1	3	-1
1 陸上貨物取扱業	10		7	1	3	-1
2 港湾運送業	10		10			
6 農林業	79	3	71	3	8	
1 農業	37		31		6	
2 林業	42	3	40	3	2	
7 備産・水産業	74	1	76	2	-2	-1
8 商業	211	3	178	1	33	2
1 鉀売業	27		23		4	
2 小売業	150	3	132	1	18	2
3 理美容業	2		3		-1	
4 その他の商業	32		20		12	
9 金融・広告業	22		13		9	
11 通信業	11		6		5	
12 教育・研究業	12		15		-3	
13 保健衛生業	222		182		40	
1 医療保健業	85		73		12	
2 社会福祉施設	135		102		33	
3 その他の保健衛生業	2		7		-5	
14 接客娯楽業	110		96		14	
1 旅館業	23		23			
2 飲食店	58		47		11	
3 その他の接客娯楽業	29		26		3	
上記以外の事業	112	2	107		5	2
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	58	1	58			1
16 宮公署	2		1		1	
17 その他の事業	52	1	48		4	1
陸上貨物運送事業（4～3～5～1）	145	1	154	4	-9	-3
第三次産業（8～17）	700	5	597	1	103	4

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者は翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



中小企業事業主の
みなさん
ご存知ですか？

悩める経営者の
チカラになります！

最低賃金
**ワンストップ
無料相談**

社会保険労務士や経営コンサルタントが
中小企業事業主の悩みについて
無料で相談対応・専門家も派遣いたします。

ぜひ、ご相談ください。

最低賃金ワシ・ストップ無料相談とは?

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さんを支援する事業です。賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

ご相談の一例

経営に関する相談の例

- 販路開拓
 - 新規事業
 - 技術指導
 - 資金調達
 - マーケティング
 - IT活用による経営力強化
支援制度のご案内など

労務管理に関する相談の例

- 賃金、退職金、労働時間制度の見直し
 - 就業規則（賃金規定など）の改正
 - 高齢者雇用
 - 人材育成
 - 労働安全衛生対策
 - 業務改善助成金などの
厚労省関係支援制度などのご案内

社会保険労務士や

経営コンサルタントなどの専門家の派遣

中小企業事業主の皆さまから、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは経済産業局が実施する事業から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。



中小企業専門家派遣・相談等支援事業

中小企業事業主の皆さん

相談

專門家派遣

ワン・ストップ無料相談窓口
(最低賃金総合相談支援センター)

- 経営と労務管理の専門家による無料相談
 - 専門家による個別課題の分析・検討
 - セミナーなどの開催

浦雅

経済産業局が実施する 専門家相談・派遣事業

最低賃金ワン・ストップ無料相談窓口はこちら

鹿児島県最低賃金総合相談支援センター

〒892-8550
鹿児島市新屋敷町16-16
電話番号：0120-898-930
ホームページ：
<http://www.kakikyo.or.jp/sajteichingin.html>



本事業に関するお問い合わせ先

鹿兒島労働局雇用環境・均等室

TEL : 099-223-8239

保育所・認定こども園を対象とした 労務管理ワークショップを開催しました

鹿児島労働局雇用環境・均等室

平成28年10月から11月にかけ、県内4箇所（鹿児島市2回、薩摩川内市、鹿屋市、姶良市）で、保育所・認定こども園における労務管理の自主的改善をめざし「労務管理ワークショップ」を開催しました。

働く者にとって職場が安心して健康に働ける場所とするためには、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進をはじめとして、全ての人々が、多様で柔軟な働き方を実現することが重要となります。そのためには、今までの長時間労働をはじめとする拘束度の高い働き方を見直し、効率的な働き方を進めるため、各企業においてこれまでの労使慣行を見直し、定時退社や年次有給休暇の取得促進など、それぞれの実情に応じた取り組みを「働き方改革」として行うことが望まれています。

今回対象とした保育園や認定こども園などの施設においても、労働者の確保が困難な中、より良い職場環境を整えるため休憩の確保や長時間労働の抑制を始めとする働き方などの見直しが急務となっています。そこで、今回のワークショップでは、より良い職場づくりを目指して、各施設が目指す将来像を「働きやすい職場環境の実現」とし、その実現のために労働環境の問題点や改善方法について、日頃の悩みを出し合いながら、専門のコンサルタントと一緒に改善プランの作成方法を体験してもらいました。ワークショップの経験の少ない参加者が多かったことから、ワークショップの最初こそ緊張した様子でしたが、すぐにうちとけ、笑いを交えながら最後まで積極的な発言が行われました。

参加者からは、「普段保育園同士で労務に関して語り合う機会が少ないので、こういう形で研修を進めると普段疑問に思っていることが聞けて良かったです。」「たくさんの情報を聞くことができ満足しています。園内において困っていること悩んでいることなど多く抱えていましたが、これらの情報を参考にし、改善していけたらと思います。」といった、好意的な意見が寄せられました。さらに、企業においては他の企業の好事例等に触れる機会は少なく、仲間づくりという面でも意義があったと思います。

鹿児島労働局雇用環境・均等室では、労働時間の設定改善に関する専門のコンサルタントとして、社会保険労務士の資格を持った「働き方・休み方改善コンサルタント」を常時配置しており、ワークショップに取り組んだり、取り組みを検討している企業や企業団体等の相談に応じています。また、働き方・休み方改善コンサルタントは「残業は削減したいけど方法が分からない」といった会社の悩みに対して、無料で相談に応じています。さらに、無料でコンサルタントの派遣もしておりますので、働き方・休み方についてお悩みの社長、労務担当者様は、鹿児島労働局雇用環境・均等室までお気軽にお電話してください。インターネットをご利用の方は鹿児島労働局ホームページ[<http://kagoshima-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>]から働き方・休み方改善コンサルタントを検索していただくとチラシ、利用申込書をダウンロードできます（QRコードをご参照ください。）。



働き方・休み方改善
コンサルタント活用のご案内



平成29年1月1日

改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法が施行されました!!

鹿児島労働局雇用環境・均等室

改正法に沿った育児・介護休業規定の整備、並びにいわゆるマタハラ等防止対策措置への対応はお済みですか。

〔参考〕厚生労働省HP改正法関連

(改正育児・介護休業法関係) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

(改正均等法関係)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

平成28年度事業場内
最低賃金引上げに向けた
環境整備支援セミナー事業

事業場内 最低賃金引上げに向けた 環境整備支援セミナー

参加費無料

業務改善助成金が
拡充されたのを
ご存知ですか?



セミナー内容

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策
(業務改善助成金を含む)の解説など

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。このたび、業務改善助成金が拡充されました。本セミナーでは、その内容を含む最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策について詳しく解説します。

講師からの
メッセージ

業務改善助成金が拡充されて、事業者にとってより利用しやすいものとなりました。ただ、残念ながら、「助成金」という名前は知っていても、それをどのように活用していくかについてあまり理解されていないというのが現状です。ぜひセミナーを通じて、多くの方に有益な情報を伝えたいです。

対象者 中小企業・小規模事業主、企業の労務担当者等

定員 各回先着50名程度

お申込み 事前予約制 お申込みは、専用Webサイトから直接ご応募ください。

日時・会場 1月27日(鹿児島会場)

実施時間帯 ● 10:00～12:00 ● 14:00～16:00 ● 15:30～17:30

西日本エリア担当講師



■ 神戸助成金サポートセンター・
佐久川オフィス代表 社会保険労務士 佐久川 昌悟
2001年関西大学社会学部卒後、日本マクドナルド(株)に入社。持石～姫路エリアの店長等歴任。
各店舗の経営やマーケティング、労務管理、人材育成に従事。2006年退社。その後、TAO(株)
入社。社会保険労務士持照の企業マーケティング・講師育成業務などを従事。セミナー・講師業務も
担当する。2007年に社労士登録を行い、現在は神戸中央合同社労士事務所・神戸助成金サポート
センター・佐久川オフィスを開設。実績を積む傍ら、TAC社会保険労務士講座で受験対策講座
コースの講師業にも従事。

●実施スケジュール(120分)

項目	内 容	詳 細
開会のあいさつ(司会)	講習概要、配布資料の確認含む	
I. 最低賃金の現状	<ul style="list-style-type: none"> ● そもそも、最低賃金とは? ● 平成28年度改定を経た最低賃金の現状 ● 最低賃金引上げの目的(ニッポン一億総活躍プランが目指すもの) 	最低賃金の引上げは事業者にとって頭を抱える問題です。まずは、「なぜ最低賃金の引上げを目指すのか」本当の目的から理解を促し、その結果、自社にどのように影響を与えるのかを説明します。
II. 最低賃金引上げに向けた 生産性向上支援策 ・業務改善助成金 ・キャリアアップ助成金	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務改善助成金とは? ● 支給対象者、支給要件、助成額、具体的な手続き ● 拡充のポイント <ul style="list-style-type: none"> ■ 47都道府県にて利用可能! 事業場内最低賃金1,000円未満の事業場まで対象拡大 ■ 引上げ額が選択でき、地域によって、30円からでも利用可能! 使いやすさが大幅に向上 ● キャリアアップ助成金とは? ● 拡充のポイント <ul style="list-style-type: none"> ■ 中小企業に対する加算措置が創設されました! 	特に業務改善助成金制度について、支給対象や要件、助成額、手続きの流れをわかりやすく説明するとともに、拡充のポイントをご説明します。 今回拡充されたキャリアアップ助成金についても、制度のご説明をいたします。
休憩		
III. 業務改善助成金の活用事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な活用事例について 	身近に感じていただける他社での活用事例をご紹介し、「業務改善助成金」に対するハードルを下げます。
IV. その他生産性向上に 向けた支援策	<ul style="list-style-type: none"> ● ワン・ストップ&無料の相談・支援体制 ● 中小企業・小規模事業者を対象にした情報サイト「ミラサポ」 	助成金のほか、生産性向上の施策を自社で検討される際のサポート環境についてお伝えします。
まとめ		
質疑応答	個別質問	

お申込みは右記URLより
オンラインにて受け付けています。

<http://saiteichingin.jp/>

(お問い合わせ先)

事務局／TEL:070-5464-9762(直通)

受付時間：平日9:30～17:30(土曜、日曜、祝日は休み)

平成28年度安全衛生教育促進運動の実施について

(公社)鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育の重要性を改めて認識し、特に法定の安全衛生教育等の実施を促進するため、本年も平成28年12月1日から平成29年4月30日までを実施期間として、平成28年度安全衛生教育促進運動を実施しています。

事業者におかれましては、雇い入れ時教育の徹底、運転資格、作業主任者の選任など確認を行い、必要な場合は教育の実施、技能講習等の受講をお願いします。



正しい知識で 職場を安全・健康に！

わが国の労働災害は、平成28年に入り製造業の死亡災害件数が前年同期を上回って推移しているほか、就業者の約7割を占める第三次産業においても死傷災害件数が増加するなど、予断を許さない状況にあります。こうした第三次産業での災害増加に加え、職場でのメンタルヘルス対策の重要性が高まっていることを受け、平成28年10月には「安全衛生教育推進要綱」の改正が行われました。各事業場においては、この要綱を踏まえ、安全衛生教育・研修体制の一層の充実を図ることが求められます。

特に **雇入れ時教育・職長等教育**・

作業内容変更時教育・特別教育 等の徹底や

就業制限業務に係る資格取得 は労働安全衛生法で

義務付け られており、労働災害を防止するうえで大変重要です。

技能講習・
特別教育が必要な
業務を知りたい！

テキストは
どこで
買えるの？

安全衛生教育の
実施状況が確認できる
チェックリストが
ほしい！

技能講習や
特別教育は
どこで実施
していますか？

安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

詳しくはこちら

安全衛生教育促進運動

で検索

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296 メール koho@jisha.or.jp

協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高压ガス保安協会、日本労働災害防止推進会

保健師からお届け
クローバーたより

効果的ウォーキングで病気を予防しよう!!

健康第一 クロ葉さん♪

ヘルスサポートセンター鹿児島

中強度
の歩行



1日20分の速歩きは
健康によか



クロ葉さんの健康への道は
まだまだづく...

出番ですよー!!
おいの健康法
58歳 男性
【鹿児島市在住】

最近、週末していることはジョギングからの温泉です。歳を重ねてきますと昔のようにマラソンどころか、10kmも走れなくなりましたが疲労回復のために行っている温泉での水風呂は、アイシング効果もあり気分サイコー！また、地下水なので冷たすぎずで3回入ってしまいます。

ジョギングは私にとって呼吸法とともに心を無にしてストレス解消になるので続けています。温泉と相乗効果で心も体もリフレッシュしています！

素敵な習慣①
若さの秘訣だね！
次はわいの番だぞ！バトンタッチ!!

「外で大股で速く歩く」が健康づくりに効果的！

ウォーキングは単に歩数を増やすだけでなく、その中に「速歩き※」時間も含んでいることが重要です。速歩きは新陳代謝を活発にし、自律神経の働きを高め、心肺機能を強くし、体温を上げて免疫力を高めます。そのため様々な病気を予防できます。
※速歩きとは「うっすら汗ばむ程度」「何とか会話できる程度」の歩行です。

表. 1日あたりの「歩数」「速歩き時間」と「予防できる病気・病態」

予防できる病気	歩数	速歩き時間、歩数
寝たきり	2000歩	0分
うつ病	4000歩	5分(550歩)
認知症、心疾患、脳卒中	5000歩	7.5分(825歩)
骨粗しょう症、一部のがん(肺、大腸など)	7000歩	15分(1650歩)
高血圧症、脂質異常症、糖尿病	8000歩	20分(2200歩)

上記の「歩数」と「速歩き時間」を満たせば、該当する病気を予防できます。

鹿児島県の1日平均歩数は

男性 約7200歩、女性 約6400歩！

(平成24年国民健康栄養調査より)

まずは自分の1日の歩数と速歩き時間を把握し、自分に合う目標を決めていこう!!



「1日8000歩、そのうち20分の早歩き」を取り入れるコツ

$$8000\text{歩} = \begin{matrix} \text{家事などの} \\ \text{こまごまとした作業} \\ \text{約2000~4000歩} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{1時間程度の外出} \\ \text{約4000~6000歩} \\ (\text{速歩きが15~20分含まれます}) \end{matrix}$$

たまには歩けない日もあるよね。
ノルマを達成出来ん日があっても
1週間の範囲内で調整すれば
大丈夫じゃっど！

この時間を
作れるかが
ポイントじゃ

<参考文献>青柳幸利: あらゆる病気を防ぐ「一日8000歩・速歩き20分」健康法: 身体活動計が証明した新健康常識

平成29年度
公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島
健康診断のご案内
健康診断は予防の最前線！
まずはお問い合わせ下さい!!

☎ 099-267-6292 ☎ 099-267-6594

電話受付は平日8:30～17:30(土・日・祝・お盆・年末年始は除く)、FAXは24時間受付いたします。

Webサイト

 <http://hsck.jp/>

受診するには

巡回健診車にて実施いたします。また、人数・会場によって巡回できない場合もございますので予めご了承ください。
当センター施設内でも行いますので、近隣の方はご利用ください。(要予約)

結果について

健康診断結果通知書(個人用)と健康診断個人票、フォローアップ対象者リスト(事務所用)をコンピュータ処理し、お届けいたします。

お客様相談窓口

個人情報の取り扱いに関する苦情の申し出、個人情報の開示、訂正、削除、利用の停止に関するお問い合わせは、お客様相談窓口で対応させていただきます。

健診時間 8:00～11:30 完全予約制

	月	火	水	木	金
1階	健診	健診	一般健診・婦人科健診 (女性専用日)	健診	健診 (第1・3は婦人科検診:女性専用日)
2階	人間ドック	カメラ健診 ヘルスサポート健診	カメラ検診 (第3除く)	外来	

※混雑解消のため、受付時間を分けさせていただいております。ご予約の際はお早めにご連絡ください。

※上記予定は変更になる場合もございます。

TEL 099-267-6292 (代表)

請求・人事に関することは

TEL 099-210-1140

健診結果に関することは

TEL 099-210-1135

産業保健に関することは

TEL 099-266-2631

労災二次・人間ドックに関することは **TEL 0120-210-254**

作業環境測定に関することは

TEL 099-267-6240

健診予約に関することは

TEL 099-267-6292

お問い合わせ

平日8:30～17:30

※土日祝はご利用いただけません



公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島
<http://hsck.jp/>

〒891-0115 鹿児島市東開町4-96

TEL.099-267-6292/FAX.099-260-1780・099-267-6594

E-mail kanri@hsck.jp

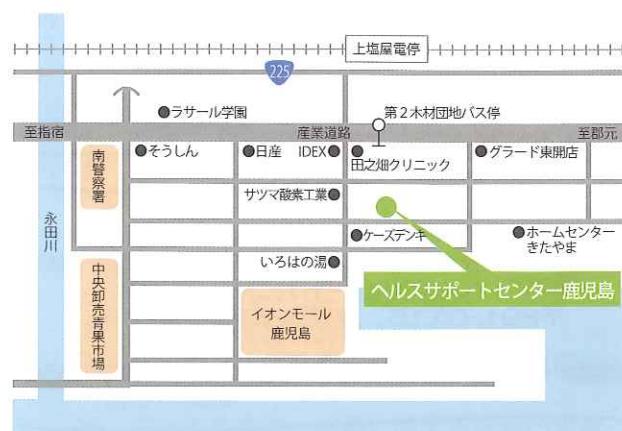
交通のご案内 バス／第2木材団地バス停より徒歩3分

電車／上塩屋電停より徒歩6分

駐車場完備

(公社) 全国労働衛生団体連合会優良労働衛生機関、労災保険二次健診等給付診療所
全国健康保健協会管掌健康保険生活習慣病健診実施指定機関

全衛連総合精度管理事業参加機関、作業環境測定精度管理事業参加機関



平成29年度 技能講習・安全衛生教育等実施計画表

(公社)鹿児島県労働基準協会

講習名		平成29年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月
技能講習	車両系建設機械運転（整地等）	教習所 鹿屋	教習所	教習所 教習所	教習所 種子島	教習所	教習所	教習所	教習所		教習所	教習所	
	車両系建設機械運転（解体用）		教習所			教習所	教習所		教習所			教習所	
	フォークリフト運転	教習所	教習所	教習所 鹿屋	教習所 教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	
	不整地運搬車運転			教習所				教習所			教習所		
	小型移動式クレーン運転	種子島	教習所		教習所 川内・鹿屋	教習所	横川 岩川	教習所	教習所		教習所		教習所
	床上操作式クレーン運転		教習所		教習所	教習所			教習所		教習所		教習所
	玉掛け	教習所	教習所 鹿屋	教習所 教習所	教習所	教習所	教習所 川内・岩川	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所
	高所作業車運転	教習所	教習所		教習所	川内	教習所	教習所		教習所		教習所	
	ガス溶接	教習所										教習所	
	有機溶剤作業主任者		オロシ ティ			オロシ ティ			教習所			教習所	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		教習所	教習所	教習所 教習所	教習所	教習所	教習所		教習所		教習所	
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者			オロシ ティ				オロシ ティ			教習所		
	石綿作業主任者				教習所					教習所			
	乾燥設備作業主任者						教習所					教習所	
	建築物等の鉄骨組立作業主任者					教習所							
教習	移動式クレーン運転実技教習	教習所			教習所			教習所		教習所		教習所	
特別教育	小型車両系建設機械運転（整地等）				教習所			教習所					教習所
	ローラー運転		教習所			教習所					教習所		
	クレーン運転	教習所		教習所		教習所		教習所		教習所		教習所	
	アーク溶接等	教習所		教習所			教習所	教習所			教習所		
	研削といし（自由研削用）		教習所		教習所		教習所		教習所				教習所
	巻上げ機運転	教習所			-		教習所					教習所	
	低圧電気取扱業務		教習所			教習所					教習所		
	酸素欠乏・硫化水素危険作業	教習所											
養成	粉じん作業						教習所						
	安全衛生推進者			教習所					教習所				教習所
一般	衛生推進者		オロシ ティ			オロシ ティ				オロシ ティ			
	安全管理者選任時研修		オロシ ティ			オロシ ティ						教習所	
	職長その他現場監督者教育		教習所		教習所		教習所			教習所			教習所
講習	第1種衛生管理者準備講習			オロシ ティ									
	第2種衛生管理者準備講習			オロシ ティ									

切---り---取---り---

平成29年度 技能講習・安全衛生教育のご案内送付依頼書

《見本》



希望部数	部		
送付先名 (事業場名又は氏名)			
送付先住所	〒		
TEL	FAX		
担当者名			

※平成29年2月中旬頃、発送予定です。希望者はFAXにてご依頼下さいますようお願いします。

FAX 099-226-3622まで

平成29年2月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分
所在地:鹿児島市七ツ島1-6-2問い合わせ・申込書取り寄せ先
(公社)鹿児島県労働基準協会 本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技能講習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 2/6~2/10 【科目免除者】 2/6~2/7	1/10~1/13	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円 【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円
				【科目免除者】 ・普通自動車運転免許所持者
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	2/15~2/17	1/16~1/20	会員 18,440円 一般 19,440円
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 2/20~2/24 【科目免除者】 2/20~2/21	1/23~1/27	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円 【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円
				【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
	玉掛け	2/20~2/22	1/23~1/27	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円
	[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	2/27~2/28	1/30~2/3	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円
				【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	小型移動式クレーン運転	2/27~3/1	1/30~2/3	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円
	乾燥設備作業主任者	3/2~3/3	1/30~2/3	会員 12,392円 一般 13,392円
	車両系建設機械運転 (解体用)	3/3	1/30~2/3	会員 17,780円 一般 18,780円
教習	移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	2/13~2/18	1/16~1/20	【全科目者】 会員 89,720円 一般 90,720円 【学科免除者】 79,920円
特別教育	クレーン運転	2/6~2/7	1/10~1/13	会員 16,770円 一般 20,010円
	巻き上げ機の運転	2/13~2/14	1/16~1/20	会員 15,340円 一般 18,580円
	研削といしの取替え等 (自由研削用)	2/17	1/16~1/20	会員 10,908円 一般 11,988円
	低圧電気取扱	3/2~3/3	1/30~2/3	会員 15,768円 一般 19,008円
その他	安全管理者選任時研修	2/9~2/10	1/10~1/13	会員 16,632円 一般 20,952円

1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。

2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。

3 建設労働者確保育成助成金制度の一部が改正しました。講習日の1か月前までに計画届の提出が必要です。
詳しくは、鹿児島労働局職業安定部職業対策課助成金第2係(電話:099-219-5101)までお問い合わせください。

種子島地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	受付・問い合わせ先
酸素欠乏危険作業特別教育 (硫化水素含む) ※作業者対象	3/7	2/10まで受付	会員 8,856円 一般 9,936円	(公社)鹿児島県労働基準協会 種子島支部 TEL0997-22-2736 FAX0997-22-2731
			会員 18,440円 一般 19,440円	